

「令和3年度福島12市町村の移住促進に係るインターネット広告掲載等に関する事業業務委託」公募型プロポーザル
質問書に対する回答

令和3年9月2日

質問項目	質問内容	回答
1 仕様書3-(2)-ア	「20～30代の3年以内移住希望者における本プロモーション活動の認知率が10%程度あることを目指す」と記載がありますが、プロモーション認知率を測る調査を本業務範囲内で実施すればいいでしょうか？	調査は本業務の範囲外となります。
2 SNS について	広告効果の指標の一例として「SNS フォロワー数」があるが、これは本企画にて提案予定の Youtuber のフォロワー数という認識で相違ないか。または、貴センターの公式アカウントが Twitter・Instagram・Facebook で今後貴センターによって運営されるということか。また、公式アカウントが開設される場合、スタート予定時期はいつ頃を想定しているか。	別事業「令和3年度ふくしま12市町村移住支援センターウェブサイト構築等移住促進に資する情報発信事業」で公募している通り、弊センターで各種SNSを運用する予定です。SNSの種類は事業者の提案により決定いたします。スタート予定時期は11月を想定しています。
3 誘導先について①	5万UUの誘導先のランディングページ＝「移住支援センターウェブサイト（令和3年11月上旬に公開予定）」で、同サイト名は「ふくしま12市町村移住支援センター」という認識で合っているか。	「移住支援センターウェブサイト（令和3年11月上旬に公開予定）」を想定していますが、本事業の趣旨に則りランディングページの製作をご提案いただくことは可能です。同サイト名は今後決定します。
4 誘導先について②	キャッチコピーまたはKWとして広める意図で、「ふくしま12市町村移住支援センター」の名前の変更を提案することは可能か。また、名称の変更が認められない場合、同サイト内の配下に、キャンペーン名称化したコンテンツを制作する事は可能か。	ご提案は可能です。
5 制作業務の範囲について	ウェブサイト／SNS 関連の制作は別委託とあるが、これらの運用について、弊社請負範囲はウェブサイトの場合はデザイナーデータ（HTMLファイル、PSDファイル等）の納品、SNSにおいてはコンテンツデータ（静止画、動画、テキスト等）の提供のみという認識で合っているか。	本事業の趣旨に即した形でランディングページの制作など実施いただくことは可能です。ご提案次第となります。
6 広告配信期間について	何月～何月を想定しているか。また、貴センターのウェブサイトの公開前（令和3年11月上旬）に現在公開中のベータ版のウェブサイトへ広告を配信することも想定したほうがよいのか。	期間は、ウェブサイト等で情報発信を開始する11月以降～委託期間終了の3月までを想定しています。ベータ版のウェブサイトへの広告配信は想定しておりません。
7 提案書の郵送方法について	提案書の郵送方法に指定ないか。	指定はございません。
8 著作権について	インフルエンサーや著名人を起用するコンテンツに関しては、キャストの契約に基づき、貴センターに帰属する著作権の期間が制限されるという認識で問題ないか。また同様に、外部の制作者が制作するデザイナーデータおよび制作物に関しても、著作権の期間が指定されることがあるが、問題ないか。	受託決定後、個別協議の上、決定いたします。
9	「福島移住促進のための情報発信に向けたインターネットパネル調査」のローデータ、または、設問の一覧があればいただきたい。	ローデータ、設問の一覧については公開致しません。公開されているデータをお使いください。
10	本プロモーションに付随する各施策の目標数値を教えてください。（イベントへの申込み数、移住支援センターウェブサイトPV数、SNSフォロワー数等）	仕様書に記載の通り、上記目標と調査結果を参考に、広告効果が明確にわかるよう、各施策において達成すべき具体的なかつ定量的な指標も提案して下さい。
11 (1) 対象とする層	「移住潜在層：移住に関心がある具体的な行動まで至っていない者」とありますがこちらの定義も教えてください。	移住潜在層の定義は、あくまでもインターネットパネル調査の中で定義した内容を参考までに載せたものです。本事業では、移住潜在層、移住潜在層ともに詳細な定義の提案もお願いすることとしております。
12 (2) 業務内容	「本プロモーション活動のランディングページへの誘導数5万件（ユニークユーザー数）」とありますが、「本プロモーション活動のランディングページ」とは何を指すのでしょうか？また、現状のアクセス解析において、セッションあたりユニークユーザー率を教えてください。	「本プロモーション活動のランディングページ」とは、今後製作する予定の求人情報関連のページ、ツアーやイベントの申し込みページ等を指します。現状のアクセス解析に関するデータは、提案時には公開致しません。
13 ・イ 広告等制作業務	上記アの立案に基づいて、広告の効果が期待される広告物・動画等を作成し、広告を実施すること。デザイン等については、必要に応じて移住支援センターと協議の上、決定することとなりますが、提案時にはデザイン提案は必須でしょうか。	必須ではありませんが、審査の参考となるようであれば可能な範囲で提案をお願いします。